令和5年度 練馬区立旭丘小学校いじめ防止基本方針

1 旭丘小学校の基本姿勢

いじめは重大な人権侵害であり決して許されない。

「いじめは、どの学校でもどの学級、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、いじめ防止対策推進法 (平成25年法律第71号)により、本校のすべての児童が楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめ のない学校を作るために「旭丘小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

いじめが発生した時は、いかなる理由があっても被害者の側に寄り添い組織で対応する。

2 対策方針の基本的な考え方

- (1) 管理職をはじめとする全教職員はいじめに対する「危機意識」「当事者意識」を常にもち、児童を守る ことができるのは、第一義的に学校であるとの強い決意と高い指導力で日々の指導にあたれるように する。
- (2) いじめの未然防止・早期発見に向け、校種間の連携や相談体制、保護者や地域への啓発など、従来から行っている取組を見直し、いじめ重大事件を教訓として児童の特性を踏まえた実効性のある取組とする。
- (3) いじめ問題の早期解決に向け、学校と教育委員会との連携を強化するとともに、関係機関との連携を深める。
- (4) 校長の指導のもと、いじめ対策推進委員が学校全体のリーダーとしていじめ問題の防止に努め、早期 発見と対策を推進することとする。

3 学校の取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

① いじめ防止基本方針の策定

国の基本方針や「練馬区教育委員会いじめ問題対策方針」を受け、保護者や地域の参画の下、「学校いじめ防止基本方針」を策定する。年間計画としては、いじめの未然防止・早期発見・早期対処への具体的取組として、ふれあい月間を年3回(6月・11月・2月)、あいさつ週間を毎月第1週、情報モラル教育を5月に予定している。また、いじめ対策委員会を随時開催、生活指導全体会を6月・10月・3月に開催し情報収集及び、迅速な対応に努める。

② 組織の設置

いじめの防止等の対策のため、いじめ対策校内委員会を設置する。校長、副校長、主幹教諭、生活 指導主任、保健主任 を構成員とするが、必要に応じて特別支援コーディネーターや、スクールカウ ンセラー、こころのふれあい相談員等も出席する。また、重大事態に対処し、同種の事態の発生の防 止に資するため、発生した事態の性質に応じて適切な専門家を加えていく。

③ SNS 学校ルールを作成し、学校全体で指導にあたり、SNS でのいじめ等の問題を未然に防ぐ。

(2) いじめの防止

- ① 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成
 - ○いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり

・いじめ防止シンボルマーク、いじめ撲滅宣言、いじめ防止ポスター、いじめ防止標語などの取組を行 う。ポスター等は教育委員会に応募する機会を設ける。校内に作品を掲示し、いじめ防止の意識を育 てていく。

(令和4年度は、いじめ防止標語を作成した。令和5年度は、いじめ防止ポスターを作成する。)

- ○ふれあい月間の取組
 - ・道徳でいじめについて考えて話し合う授業に取り組む。
 - ・人権啓発ビデオ・DVDを視聴し、いじめ防止や人権に関する授業を実施する。
 - ・Q-Uテストを実施し(6月)、学級の集団への帰属意識や自己有用感に変化がないか見守り、児童 理解に常に努める。
- ○情報モラル教育の実践
 - ・情報モラルの授業や保護者会の機会を通して、保護者への啓発を行い、携帯電話やインターネット、 ゲーム等の家庭での約束作りを進める。
 - ・道徳の時間や各教科等の授業を通して、情報通信機器との適切かつ有意義な関わり方、善悪の判断、 ルールやマナーを守ろうとする態度が学べるよう系統的・体系的に指導する。
- ② 児童の主体的な活動の推進
 - ○児童によるあいさつ週間
 - ・毎月始めに行うあいさつ週間では、6年生と他学年がペアになり、登校してくる児童に対して「おはようございます」の声掛けをする。
- ③ 教職員の指導力の向上
 - ○いじめ問題に対する指導の充実を図るための研修を年3回以上行う。
 - ・OJTの取組のひとつであるミニ研修会を活用し、共通理解を図る。

(3) いじめの早期発見・早期対応

- ① いじめに対して
 - ・日常の児童とのかかわりの中で、軽微ないじめも見逃さない意識をもって指導に臨み、いじめの早期発見と早期対応につなげる。
 - ・日常の児童とのかかわりの中で、発見、指導したいじめ、およびいじめに類する行為を確実に記録 し、ふれあい月間で実施する調査に計上する。
- ② ふれあい月間の取組 (6・11・2月)
 - ・学校生活アンケートを全児童に実施する。【初旬まで】
 - ・全学年、アンケートの記述をもとに担任と面談をして情報を収集する。(6月)【中旬から下旬まで】
 - ・ $1 \sim 3$ 年生は、アンケートの記述をもとに気になる児童と面談をしていじめに関する情報を収集する。 (11月)【中旬まで】
 - ・ $4 \sim 6$ 年生は、アンケートの記述をもとに全児童が生活指導部や心のふれあい相談員と二者面談をしていじめに関する情報を収集する。(11月)【中旬まで】
 - ・全学年、アンケートの記述をもとに気になる児童と面談をしていじめに関する情報を収集する。 (2月)【中旬まで】
 - ・いじめが疑われる案件があった場合、直ちにいじめ対策校内委員会を開催する。
 - ・いじめやいじめが疑われる状況の有無を確認し、校長名で練馬区教育委員会に報告する。【下旬まで】
 - ・取組月間中に、全校朝会で「いじめ根絶を目指すこと」「SOSを出すこと」「アンケートの実施」

等について指導を行う。

- ③ 保護者・地域との連携
 - ・保護者会や保護者との個人面談の機会を通して、学校の取組を発信し、情報の収集・共有に努める。
 - ・学校運営連絡協議会を積極的に活用し、情報収集する。
- ④ 全職員による児童観察
 - ・あいさつ週間の取組を通して、あいさつの声かけをしながら児童の様子を注意深く観察し、児童の変化やサインを見逃さないようにする。
 - ・服装の汚れや乱れ、けが、あざなどに注意して観察する。
 - ・児童の持ち物の紛失、いたずら書き等がないかなど、児童同士の関わりの様子を常に観察し、いじめ に類する行為を見付けた場合は即時対応と原因追及を行う。
- ⑤ 教育相談の充実
 - ・スクールカウンセラーや心のふれあい相談員もふれあい月間の取組に参加し、児童の面談を行う。 また、校内を巡視して児童の様子を随時観察する。

(4) いじめへの対応

- ① 問題解決へ向けた学校の方針
 - ・いじめ問題を発見したときは、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教員が情報を 共有し、的確な役割分担をして組織的にいじめ問題の解決に当たる。
 - ・いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに組織を通して校内で情報を共有する。
- ② いじめられた側への対応
 - ・いじめを受けた(訴えてきた)児童や保護者からの訴えは親身になって聞き、児童の苦しみや悩み を受け止め、児童を支え、いじめから守る強い姿勢をもって対応することを伝える。
 - ・人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、親身な指導を実践するとともに、内容の他日時や対応した場所、職員など指導の記録を確実に取る。
 - ・いじめられた児童を守るために、全職員に事実について報告して情報共有し、休み時間や登下校時 にも見回るなど被害が継続しないような体制を整える。
 - ・養護教諭やスクールカウンセラー、心のふれあい相談員と連携し、メンタルヘルス・ケアなどを行い、安心感をもたせる場の提供を行う。
 - ・いじめられた児童の心身の状況によっては、一定期間の別室指導を実施するなどの対応を取る。
- ③ いじめた側への対応
 - ・事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で再発防止の指導を行う。
 - ・保護者への報告を行い、指導への協力を求める。
 - ・相手の思いや自己の行為の影響を考えさる。
- ④ 重大事態への対処

【重大事態の定義】

『重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」事態(自殺等重大事態)及び「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」事態(不登校重大事態)』と定義されている。(いじめ防止対策推進法第28条第1項)

- ○関係機関への報告・連携
 - ・教育委員会へ報告し、法第28条および国の基本方針に基づいた重大事態への対処を行う。
 - ・状況により、警察・児童相談所・子ども家庭支援センター等に連絡し、情報提供を行い、協力を 依頼する。
- ○いじめを受けた側への対応
 - ・いじめを受けた児童に対して複数の教員による個別の保護を実施するとともに、教員間の情報共有の徹底を図る。
 - ・保護者に家庭での様子の確認をし、家庭訪問を実施してスクールカウンセラーや心のふれあい相 談員等と協力して心のケアを行う。児童の帰宅後も保護者と連絡を取り、学校は積極的に状況を 把握していく。
- ・別室での学習や登下校見守りを行い、被害が継続しないような体制を整える。
- ○いじめた側への対応
- ・いじめを受けた児童が安心して学校で学習する環境を確保するため、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所で学習を実施する。
- ・児童に対して指導を継続的に行ったにもかかわらず改善がみられず、いじめを受けた児童やその周囲の児童の学習妨げられる場合には、校長による訓告を実施することや教育委員会を通じて出席停止を命じることもある。
- ・行為の背景には、過去に受けた心の傷が関係している場合もあるため、必要に応じて心のケアを行 う。また、保護者が子育てに悩みを抱えている場合も考えられるので、スクールカウンセラーを活 用して保護者をケアしていくことも考えられる。
- ⑤ インターネット上のいじめへの対応
 - ○いじめを受けた児童への対応
 - ・公開の掲示板や SNS 等で児童の個人情報が公開された場合は投稿のコピーが短時間で拡散され、急激に被害が拡大する可能性があることから、保護者と相談し、早期に対策を講じる。関係児童より聞き取りを行い、事実を明らかにしていく。児童の生命や身体に関わることや犯罪行為に関わる場合は、警察や法務局に相談・通報して適切な援助・助言を求めるなどの対応を行う。
 - ・掲示板管理者、ブログ作成者、サイト管理者、プロバイダーに対して削除を依頼する。
 - ○いじめた側の児童への対応
 - ・事実確認を行った上で書き込み内容等が法律に違反することを十分に理解させる。個人情報に関する書き込みおよび発信等をした行為は重大な人権侵害であり、犯罪であることを指導する。
 - ・保護者に対して、事実を説明し、指導内容を報告する。必要に応じて、謝罪をする場を設けることを伝える。(いじめを受けた児童・保護者と要相談)
 - ・保護者やスクールカウンセラーと連携し、いじめ行為に至った原因や抱えている悩み心理的な背景 等の理解には努めるが、行った行為には毅然とした態度で厳正に対応する。
- ⑥ 校種間および関係機関との一層の連携
 - ○卒業・卒園時における的確な情報伝達
 - ・小・中一貫教育・幼保小連携の視点を踏まえ、適切な時期に異校種間でいじめに関わる情報連携を 行う。
 - ○入学後の連携の継続

- ・校種間で情報連携を行う際、卒業・卒園生や卒業・卒園時の学年集団等に関するいじめの調査から 把握できる情報を提供し、意見交換をする。
- ○連携機関との情報共有
 - ・いじめの原因は様々であることから、教育相談室や適応指導教室、子ども家庭支援センター、学童 クラブや児童館、児童相談所、医療機関および警察等との情報共有を適時、柔軟に行う。

(5) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検

- ○定期的ないじめに関する調査
 - ・ ふれあい月間を中心としたいじめに関するアンケートを実施し、調査結果から課題を洗い出し、組織的かつ計画的にいじめ問題に取り組むようにする。
 - ・日常的に発見し、指導を行い、解決を図ったいじめおよびいじめに類する行為も確実に記録し、ふれあい月間で実施する調査に計上する。
- ○学校評価等に関する改善
 - ・教職員は、日頃から児童の理解に努め、未然防止や早期発見ができるよう、迅速かつ適切な対応や 組織的な対応が行われているか等、その状況について定期的に評価し、評価結果を基に改善してい く。
- ○児童および保護者等の評価および参画
 - ・児童および保護者が学校関係者評価等を積極的に活用し、学校いじめ防止基本方針や組織に対して 定期的に評価する。学校教育アンケートを活用していく。
- ○いじめ防止に向けた取り組みについて、毎年の学校評価にて学校全体で周知・確認する。